

会計年度任用職員における共済組合加入要件について

◇共済組合加入対象となる主なパターン

パターン① 月額（週当たり勤務時間数が20h以上）の会計年度任用職員

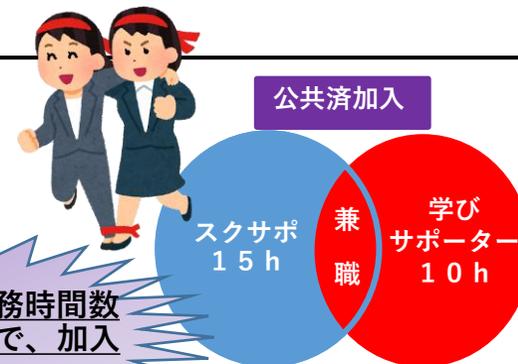
- ・スクールサポートスタッフ（月額）、特別支援教育サポーター（月額）等

パターン② 時間額の会計年度任用職員を兼職（合計の週当たり勤務時間数が20h以上）する職員

- ・A小学校 スクールサポートスタッフ(15 h) × B小学校 学力向上支援サポーター(5 h)
- ・A中学校 学力向上支援サポーター(10 h) × B中学校 特別支援教育サポーター(10 h) etc
- ・C小学校 スクールサポートスタッフ(15 h) × D小学校 特別支援教育サポーター(10 h)

※A小学校 学力向上支援サポーター (5 h) × C小学校 特別支援教育サポーター (5 h) ⇒ 加入対象外

※自校はもちろん、他校との兼職も対象となります。



合計の週当たり勤務時間数が20時間以上なので、加入対象となります。

◇誤って加入となっていた事例及び影響

- ①兼職による合計の週当たり勤務時間数を本人が把握しておらず、扶養の関係から非加入のつもりが加入対象となっていた。
- ②各校に配当されたサポーター等の時間数を、本人の了解なく必要以上に内申手続きをしたため加入対象となっていた。
- ③合計の勤務時間数が30時間の学生や20時間の夜間学生を、学校にて対象外と解釈していたが対象のため加入となっていた。

本人の意向とは異なり、共済組合加入となっていたため、扶養を外す手続きや健康保険証の返還等が別途必要となったり、加入手続きの修正や遡及、それに伴い掛金の戻入が発生するなど、本来不要である手続きが相当量発生し、本人に不利益をもたらした。



◇加入手続きの誤りをなくすために

- ・加入要件やその影響について理解したうえで、加入の可否について本人に丁寧な説明をお願いします。（裏面参照）
- ・兼職の有無（他校含む）及び加入の意思を確認し、加入を望まない場合は、発令可能時間数を確認してください。
- ・配当されたサポーター等の時間数を、本人に確認することなく必要以上に多く手続きをすることがないようしてください。（4月早々に発令しないことにより配当時間数が減じられることは、原則ありません。）

会計年度任用職員における共済組合加入要件について

◇加入要件

■以下のいずれかの要件に該当する75歳未満の会計年度任用職員⁽¹⁾は、公立学校共済組合の健康保険及び一般厚生年金が適用となります。

●週当たり勤務時間が30時間の職員で、2か月を超える任用期間がある職員

●以下の要件をすべて満たす職員（時間額の兼職も含む）⁽²⁾

①週の所定労働時間が20時間以上、②雇用期間が2か月を超える（見込み）⁽³⁾、

③学生でない（休学中、通信制に在籍の方は、学生として取り扱いません）

※学生とは昼間学生（学校教育法第1条、第124条又は第134条第1項の学校の生徒）を指します。

休学中、通信教育課程や夜間部へ通う学生は昼間学生にあたりません。ただし、昼間学生であっても兼職による合計の週当たり勤務時間数が30時間となる場合は加入対象となります。



(1) 75歳以上（一定の障がいがある場合は65歳以上）の方はすべて後期高齢者医療制度の加入となります。
75歳以上の対象者は共済組合短期事業（介護休業補償など）や福祉事業（健診事業）の一部のみ加入となります。

(2) **同一人物が2つ以上の職を兼職※1することにより、週当たりの勤務時間数の合計が20時間以上となり、その期間が2か月を超える雇用が見込まれる場合、加入要件を満たした日より公立学校共済組合の健康保険及び一般厚生年金に加入となります。**

**※1 教育委員会の雇用する学校園の会計年度任用職員のみ（いまいき活動スタッフ指導員、幼稚園預かり保育指導員は兼職の対象外）
ただし、合計の週当たり勤務時間数が30hを超える兼職はできません！！**

(3) 雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて雇用される見込みがあると判断される場合は、当初から被用者保険の適用対象となります。